

平成22年3月23日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

福岡県からの苅田港に係る港湾区域の変更認可
申請事案に関する軽微認定について

事案の種類	申請者
港湾区域の変更認可	福岡県

福岡県からの苅田港に係る港湾区域の変更認可申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から説明を聴取り検討を行った結果、本日、軽微な事案(国土交通省設置法第15条第3項に規定する「運輸審議会が軽微なものと認めるもの」と認定しましたので、お知らせします。

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、石原
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515
(直通) 03 (5253) 8810

[港湾区域の変更認可申請の概要に関する連絡先]

港湾局総務課 岡本、田中
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 46164
(直通) 03 (5253) 8662